

受付番号： 2017-1-885

課題名：厚生労働省が提供するレセプト情報等を用いた終末期がん医療の質の評価

1. 研究の対象

2010年1月～2014年12月の間に死亡した20歳以上のがん患者のレセプト情報

2. 研究目的・方法

レセプト情報等を用いて、日本のがん医療、特に終末期がん医療の質を評価することが、本研究の目的です。この研究によって、がん患者の終末期医療や緩和ケアの現状や質が明らかになり、さらなる改善策の検討等に利用できると考えられます。

レセプト情報は、保険医療機関から保険者へ診療報酬を請求するために作成され、実際に患者に行なわれた医療の詳細が分かるデータです。平成21年4月診療分からナショナルデータベース（national data base: NDB）として匿名化電子レセプトが収集されています。平成23年度より、公益性の高い研究に対して、厚生労働省が審査したうえで、データセットを提供しています。

レセプト情報は匿名化された状態で研究者が入手します。そのため、データ単独では患者個人を特定できる個人情報ではありません。しかし、傷病名や診療行為、実施年月日といった個人に関する情報が含まれているため、他の「公知の情報」などと照らし合わせることで、個人が特定されてしまう可能性はないとは言いきれません。レセプト情報等の第三者提供を管轄している厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室では、個々のレセプト情報は、個人情報に準じた情報として取り扱うこととしており、本研究でも同様に取り扱います。

本研究では、がん患者の死亡前に行なわれた医療行為のデータをレセプト情報から入手し、死亡30日・14日以内の化学療法、入院回数、在院日数、緩和ケア病棟への入院、緩和ケアチームの介入、CPRの実施、昇圧薬の投与、輸血、救急受診、ICU等）を測定します。

研究期間は、2015年1月(倫理委員会承認後)～2021年3月の予定です。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：レセプトに記録されている以下の匿名化された情報

診療年月、男女区分、年齢（5歳刻み）、入院年月日、傷病名、診療行為コード、医薬品コード等

4. 外部への試料・情報の提供

該当なし

5. 研究組織

本学単独研究

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

研究責任者：東北大学加齢医学研究所 臨床腫瘍学分野 石岡千加史
〒980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町4-1 TEL：022-717-8543

問い合わせ担当者：同 佐藤悠子 E-mail：yuko.sato.a7@tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合